

4 就労系サービス

各就労系サービスを提供している事業所については、下記 URL または右記二次元コードから、県公式ホームページ『あなたの街で利用可能な事業所リスト(指定事業者)』を開き、「障害福祉サービス(県指定文)」の項目から該当するサービスを閲覧してください。



https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html

(1) 就労選択支援

令和7(2026)年10月1日より新しく開始されたサービスです。就労選択支援は、働く力と意欲のある障害者が、自分の働き方を考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した方には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するサービスです。

利用者としては、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方が対象となっています。

(2) 就労移行支援

就労移行支援は、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行うサービスです。

利用者としては、一般就労を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる方が対象となっています。

原則として、利用期間は2年間です。移行先は、一般就労、就労継続支援事業が考えられます。

(3) 就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、事業所内において、基本的に雇用契約に基づいて就労機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行うサービスです。

利用者としては、就労移行支援事業を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方や、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの企業等の雇用に結びつかなかった方、就労経験はあるが、現在のところ雇用関係の状態にない方が対象となっています。

利用期間の制限はありません。移行先は、一般就労が考えられます。

(4) 就労継続支援(B型)

就労継続支援(B型)は、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に向けた支援を行うサービスです。ただし利用者との雇用契約は締結されません。

利用者としては、就労移行支援事業を利用したものの、必要な体力や職業能力の不足などの理由で就労に結びつかなかった方や、以前は一般就労していたが、年齢や体力などの理由で離職した方、さらには施設を退所するが50歳に達しており就労が困難な方が対象となっています。

利用期間の制限はありません。移行先は一般就労、就労継続支援(A型)が考えられます。

(5) 就労定着支援

就労定着支援は、障害者が一般就労した企業で継続して働くことができるよう、雇用に伴い生じる日常生活・社会生活上の問題について相談、助言等及び関係機関と連絡調整を行うサービスです。

利用者としては、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した後、6ヶ月を経過した方が対象となっています。

利用期間は3年を上限とし、3年経過後は障害者就業・生活支援センター等の支援を受けることができます。

5 居住支援系・施設系サービス

居住支援系・施設系サービスを提供している事業所については、下記 URL または二次元コードから、県公式ホームページ『あなたの街で利用可能な事業所リスト(指定事業者)』を開き、「障害福祉サービス(県指定文)」の項目から該当するサービスを閲覧してください。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html



(1) 自立生活援助

自立生活援助は、居宅における自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回や随時の相談対応等により、助言や情報提供、関係機関との連絡調整等を行うサービスです。

利用者としては、地域において一人暮らしをする障害者等で、理解力や生活力等に不安がある方が対象となります。原則として、利用期間は1年間です。

(2) 共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)は、日中、一般就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者であって、主に、夜間に共同生活を営む住居において相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。利用期間の制限はありません。

① 介護サービス包括型グループホーム

利用者の個々のニーズに対応した介護サービスをグループホーム事業者が自ら提供するグループホームです。

② 日中サービス支援型グループホーム

重度化・高齢化のために日中活動サービス等を利用することができない障害者に、日中においても介護サービスの支援を提供するグループホームです。

③ 外部サービス利用型グループホーム

委託を受けた外部の居宅介護事業者が介護サービスを提供するグループホームです。

(3) 施設入所支援(障害者支援施設)

施設入所支援は、施設に入所する方に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

※ 施設入所支援及び昼間のサービス(生活介護、自立訓練等)を行う施設を「障害者支援施設」といいます。